

第2回健康おかやま21推進会議議事録（概要）

日 時： 令和元年10月1日（火） 13：30～
場 所： 岡山県医師会館402会議室
出席者： 健康おかやま21推進会議委員 21名
事務局 8名

- 1 開 会
- 2 挨拶（岡山県保健福祉部長）
- 3 議 事

（1）受動喫煙防止に関する動き

- ① 改正健康増進法の概要（事務局）
- ② 受動喫煙防止条例の制定を求める要望（岡山県禁煙問題協議会）
- ③ その他（事務局）
 - ・他県の状況

（2）今後の進め方（事務局）

【意見交換】

○改正健康増進法の概要について

Q：20歳未満はどうチェックするのか。厚生労働省のホームページに書いてあるのか。

A：管理者がどうチェックするのかまでは、書かれていない。

Q：第一種施設に喫煙場所を設置するとき、喫煙場所とそうでない場所の境目はどうなるのか。囲いとかは必要か。

A：管理者が、この場所が喫煙場所だとはっきりわかるように区画することが要件であるが、囲いまでは求められていない。

Q：専用室を作るのはめんどうなので、原則屋内禁煙とし、屋外で吸うのはありか。ありなら、屋外で吸うのが増えるのではないか。

A：第二種ではありである。

Q：専用室を作る補助金があるのではないか。

A：喫煙専用室を設置する場合、要件はあるが、労働局が中小企業向けに行っている。

Q：第一種は7月から施行されているが、屋外に喫煙場所を設置している施設がどれくらいあるか、県は調査しているのか。教育委員会では1校もないと聞いている。病院もないが、クリニックはあるようである。問題は行政機関だと思うが、調査をする気があるのか。

A：病院では精神科を把握したいと考えている。行政機関では、県の施設は把握しているが、市町村は把握できていない。消防署を含めいろいろな施設があり、今後必要であればやらなければならないと思っている。

・望まない受動喫煙から子どもや患者を守る本来の趣旨は、たばこ業界としても賛同の立場。岡山市役所の状況がマスコミで報道されたが、規制することにより、本来の趣旨から逆行する懸念とリスクを踏まえて議論する必要がある。

・喫煙者であるが、喫煙の害から守るといふ法令の趣旨は理解している。しかし、法律で禁止されていない喫煙行為に対して過度の規制をかけると逆行するようなことが起きるのではないか。法律で認めている以上に規制をかけるということになると、それによって起きるリスクも考えなければいけない。自分はたばこが嫌いだから、喫煙者じゃないから、閉め出すことに固執して取り決めをしてしまうと、逆のリスクが生じてしまうと思う。

Q：国の動きについて教えて欲しい。既存特定飲食提供施設の特例措置はいつ頃まで続くのか。

A：期限については、国から聞こえてこない、

Q：公園はどういう取り扱いか。趣旨には、子どもと患者などの為とあるが、健康影響が一番大きいのは胎児なので、岡山で作る場合は、妊婦という言葉が入るのが必要かなと思う。

A：公園は屋外と同じ扱い。事務所がある場合は健康増進法の対象になる。

○受動喫煙防止条例の制定を求める要望について

・飲食店業界の立場では、お客様は店を選ぶ権利を持っているので、喫煙が認められている店舗に入らなければいいという側面もある。一方、路上では、人がいっぱい歩いているので、現実的には屋外でも喫煙はできない状況。完全に煙が出ないような環境の喫煙ルーム以外では吸ってはいけないという以外、今求められている条件にはならないだろう。本当にそこまで求めるのであれば、そこまでの法律にしてしまえば良かった。

・シンガポールは法律で決めている。どこも吸うところはない。

・シンガポールは、屋内の禁煙はルール化されているが、屋外では約50メートルごとに灰皿が設置されている。法律で認められた嗜好品を楽しむ権利をしっかりと守りながら、一方できちっとした規制を入れているのがシンガポールの例。そういったところを参考にしながら吸う人も吸わない人も、お互いの権利にどこまで寄り添えるのか、いきすぎた規制は逆行する、本来の趣旨に立ち返って考えるというのが重要。

・みなさん理念の話をしている。実際に小さな店に喫煙室を作るのは設計上かなり無理があり、外でたばこを吸うことにすれば、冬の寒い時期など他の病気になるかもしれないし、他の人が歩いているかもしれない。ニコチンが悪いのかタールが悪いのかという議論

があるが、たばこだけでなく、排ガスもたくさん出ている。

・皆さんが言われた意見は、いろいろなところで既に出ており、それを承知で進めている。要望にはそれぞれ根拠があるし、36,000名の署名は大きな声なので、条例作成に向けて進んでいくと思っている。

・喫茶店や寿司屋では、コーヒーの臭いや寿司の味が変わるので、禁煙にするということは禁煙シールを貼ろうという動きが出ている。大学生等のアルバイトを使うことで禁煙しないといけなくなるのがレストランの現実。飲食店の多くは岡山市、倉敷市にあり、県と体制が違うので啓発をするのが難しい。

(事務局) 岡山市、倉敷市にも実施責務があり、県と情報交換しながら足並みを揃えていくこととしている。

○その他（他県の状況）について

・岡山市内で喫煙の影響がない場所はないように思う。規制が必要であるならば、法律が中途半端。単純に屋内喫煙を取り締まれば、吸う人は屋外で吸い、その周辺は煙が充満してしまう。分散したほうが良いのではないか。現実にはそうした弊害が起きるので、条例の中身を精査して欲しい。

・病院が以前敷地内禁煙にした時、似たようなことが起きていた。以前より近隣からの苦情が少なくなってきたので、少しはマナーも出来てきたのかと思っている。様々な意見があるのは知っている。しっかり協議していい条例ができるようにしていきたい。

Q：他県の事例で、集めている9つはどう評価しているのか。

A：県としては、他県の条例を評価する立場にはない。各県事情が違うので、参考できるところは参考にしながらと考えている。

Q：9月の定例議会では、知事は県議会をはじめ、有識者や関係団体等の御意見を幅広く聞きながら合意形成に努め、幅広くコンセンサスをとることが重要と言われていたが、幅広くという観点からいうと、この会だけで進めるのか他にあるのかをお聞きしたい。今日は、喫煙者側の意見が多かったが、本業に影響を及ぼしかねない飲食業界などの御意見を幅広く聞ける状態かという、少し足りないのではないかと。

A：その意見は貴重であり、とても大切である。この会に参加して下さっている委員の皆様のご意見も貴重であるが、提案いただいた飲食店やたばこの事業者の皆様にも、別途御意見を伺えるような場を持ちたいと考えている。また、市町村にもきちんと改正の論点を説明したいと考えている。

・何かするときにはどうしても反対する人がいる。たばこが害を及ぼすのを緩和しようという気持ちがあるのであれば、健康の為には禁煙は大事としっかり啓発し、みなさんの意識を変えていくことも大事。

・県民36,000人の署名のバックには、おそらく10倍くらいの意見がある。内容

については、これから詰めていかなければならない。

○今後の説明について

・本日たくさんの意見をいただいた。望まない受動喫煙を進めることが一番の基本であることを再認識していただいたと思う。まず、本日いただいた意見を整理し、今後事務局でどういう方向で、基本的に何を進めていくか、考え方を示させていただきたい。次回10月28日を予定しているが、10月中旬頃までには、基本的考え方をお示しした資料をお送りするので、それに対する意見を事務局へ送っていただきたい。先程出た事業者の方をその場にお呼びするのかを含めて、これから調整するので、もし、推薦したい団体があれば事務局まで連絡をお願いしたい。